小規模事業者支援保証制度「フォーカス」の創設について ~月々の返済負担を軽減し、事業にフォーカス!~

事業者の皆様の必要資金調達ならびに返済負担の軽減を図り、事業の改善・発展に集中して取り 組んでいただけるよう、保証制度「フォーカス」を平成29年4月1日に創設いたしました。

【制度の特長】

1. 期日一括返済のため、月々の元金返済負担がありません!

月々の元金返済負担が無いため、事業者の皆様が資金繰りを心配されることなく事業に集中していただけます。

ご返済は3年以内期日一括でお支払いいただけ、期日到来時には他の保証制度を利用した借り換えにも柔軟に対応いたします。

2. アフターフォローを実施します!!

融資実行後、金融機関と信用保証協会が連携して事業支援等のアフターフォローを行います。

【制度の概要】

ご利用いただける方

次の(1)から(6)すべての要件を満たす方

- (1)島根県内に本店または事業所を有する法人、及び住居または事業所のいずれかが島根県内にある個人で、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者である方。
- ①常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う方(②に掲げるものを除く。)
- ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする方のうち、特定事業を行う方
- ③事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う方
- ④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合 員の数が20人以下の方
- ⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数 が20人以下の方

	⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方(上記①から⑤に掲げる方を除く。)
	(2)直近決算で減価償却前の経常利益を計上(個人の場合は、
	│確定申告書が青色申告であり、直近申告書の「売上(収入)金額 │一売上原価一経費(専従者給与、各種引当金、青色申告特別
	控除額は含まない)+減価償却費-300万円」で利益計上)し
	ている方。
	(3)手形交換所において取引停止処分、不渡処分を受けていな
	い方。
	(4)破産·民事再生·会社更生等法的整理の手続き中、私的整理の手続き中でない方。
	 (5)既存貸出金に延滞がない方。
	(6)信用保証協会の求償権関係者でない方。ただし、求償権が
	連帯保証債務に係るもの等であり、信用保証協会が特に認めた
	方を除く。
融資金額	最大 3,000 万円
	※ただし、運転資金(既存借入金の返済を含む場合は当該借入
	金返済額を除いた額)は月商の3ヶ月分の範囲内とします。
資金使途	事業の安定に必要な運転資金及び設備資金
融資期間	3年以内
融資金利	金融機関所定利率
信用保証料率	責任共有対象:年 0.45%~1.90%
	責任共有対象外:年 0.50%~0.91%
融資形式	手形貸付、証書貸付
返済方法	期日一括返済
	(期日到来時には他の保証制度を利用した借り換えにも柔軟に
	対応いたします。)
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要
担保	原則として不要
取扱期間	平成 29 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日
事業支援	融資実行後、金融機関と信用保証協会が連携して事業支援等
	のアフターフォローを行います。